

# 平成29年度 事業計画

## 1. はじめに～高齢化社会の進展と法律家団体の役割～

内閣府の高齢社会白書によると、わが国の総人口は1億2711万人（2015年10月1日現在）に対し、65歳以上の高齢者人口が3392万人であり、総人口に占める高齢化率は26.7%となっております。将来的な推計でも総人口が減少する中で高齢者が増加することによって、この高齢化率の上昇は加速度的に進んでいくことが想定されています。このような中、高齢者に関する契約トラブルや消費者被害の増加が懸念され、今後ますます高齢者等の権利擁護のニーズが高まってくるものと予想されております。

加えて、人口減少や核家族化の進展により、高齢者世帯の約半数が夫婦のみ世帯や単身者世帯であることから、高齢者等が自らに法的問題が生じていたとしても、自分自身の力や親族などの助力を受けてその解決のための相談を受けることが困難な場合も少なくないと思われまます。

昨年度、成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立を受けて本年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、高まる成年後見制度利用の必要性と高齢者等の権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備が盛り込まれ、司法書士会等の法律専門職団体と地域の関係機関とが相互に協力できる体制作りが進められることが予定されております。

今後、愛知県下においても、将来において広がりつつある高齢社会の中では、司法書士会が福祉機関等と協力しながら、市民生活の中での法的支援への取り組みが重要となってくると考えます。

また、高齢社会の進展や長期的な人口減少問題を背景として、所有者等によって適切に管理がされていない空き家等の増加が社会問題として注目されています。

昨年度実施した名古屋法務局と愛知県土地家屋調査士会との協働による県下全市町村訪問においても地域差はあるものの、多くの市町村では、空き家問題等の解消に向けた実態調査や協議会の設置等の施策を実行するための準備を進めており、具体的な施策として司法書士会への協議会委員の推薦依頼や住民等からの相談体制への協力要請が増加するものと見込まれます。

近年、行政機関が様々な社会問題への取り組みを実施するに際して法律専門職団体に対して事業の連携や協力を求めることが多くなっております。司法書士会に対しても市町村をはじめ行政機関から相談実施体制の整備に対する協力要請や協議会等への参画するための委員等の推薦の依頼などの機会が増加しています。

このような社会情勢の変化を背景に生じる様々な社会問題に対しては、司法書士会として、「司法書士が登記、供託及び訴訟等の手続きの専門家として、その業務を通じて、法律家としての使命を自覚し、地域に根差して、安定した法的サービスを提供していく環境をつくること。」を基本的テーマとした事業を中核とし、地域社会が司法書士に対して期待し、求めていることを的確に捉えて、その期待に応えることができることを積極的に推進する取り組みを継続していかねばならないと考えております。

## 2. 重点事業の概要

### (1) 空き家問題・所有者所在不明不動産問題への対応

少子高齢社会の進展と地域の人口減少や産業・経済の空洞化を背景とした空き家問題については、本年度は、より多くの各市町村での取り組みが具体的な事業として進められること予想されます。本会では、昨年度末現在で県下14の市町村からの要請を受けて、空き家等対策の協議会の委員等に司法書士の推薦をしておりますが、本年度も市町村からの要請への対応を継続するとともに、空き家等の存在から派生する様々な問題や空き家予防策などについても相続・成年後見等の法的側面から司法書士の専門性を活かした相談体制の充実についての取り組みを推進させていきます。

また、長年にわたって相続登記等が未登記のまま放置されていることによる不動産登記における実体と公示の乖離が生じている状況が、空き家問題を深刻化させ、各地で防災などの公共事業の妨げの要因となっていることが指摘されております。

法務省では、相続登記促進の一環として、新たな「法定相続情報証明制度」の導入を決定し、不動産登記規則の一部を改正して、本年度から稼動することが予定されております。本会としてもこの新制度への対応を含め、市民の相続登記の重要性に対する意識の醸成に向けた啓発活動や相談活動を実施していきます。

### (2) 市民からの相談体制の整備と強化

社会・経済情勢の変化に伴って増加が懸念される高齢者や障がい者などへの消費者被害と若年者層の法的トラブル等や格差社会を背景とした経済的困窮者やそれと関連する社会的な孤立者が抱える複合的な問題の中には、早急に解決をしなければならない法的問題が内在していることも少なくない状況であります。また、このような状況下にある市民は、自らに法的問題が生じていてもそのことを認知することができず、認知できたとしても自らの意思や行動で法律専門家へのアクセスが困難であるケースも少なくありません。

このような状況への対応としては、福祉関係機関や法テラスその他の第三者機関と連携を取りながら、アウトリーチによる働きかけを含めた相談体制の充実を図っていく必要があると考えます。

本会では、これまで、県下5か所に設置した司法書士総合相談センター事業をベースとする相談事業を行っているところでありますが、今後、各地域における関係機関との連携を強化するためにも有料相談の是正や相談予約方法の見直し等、これまでの相談体制の抜本的な見直しを行います。さらには、司法書士会が実施する各種相談会に蓄積される相談内容を速やかに体系的な整理を施し、事例の傾向やニーズを的確にとらえた施策を迅速に実施できるような仕組みを構築していきます。

### (3) 大規模災害への対応

近年、全国各地で多くの自然災害が発生しております。愛知県でも近い将来において南海トラフ地震等の大規模な災害の発生も予想されており、災害発生時における危機管理体制の整備は重要な課題となっております。

昨年、愛知県との間において大規模災害における相談事業の協力に関する協定を締結したことに

より、万が一、愛知県下で大規模災害発生した場合には、各地の県民生活プラザを中心とした被災県民への相談や法的支援への迅速な対応が可能とはなりましたが、その実行に際しては、各地域での相談人員配置を含めた相談体制の構築を平時から整備し、災害発生時の危機管理体制の充実に努めます。

また、先の東日本大震災その他全国各地の大規模災害による被災者等に対する支援活動に関しては、災害対策室を中心に、地元司法書士会との連携を取りながら、その要請を受けて必要な支援を継続してまいります。

#### **（４）多様化する司法書士執務への対応**

既に承知のとおり、昨年６月に司法書士の債務整理事件における代理権の範囲に関する最高裁の判断が示されました。そのことによって、司法書士の簡裁代理等関係業務にも少なからずの影響が生じているところであり、その影響は、裁判書類作成等関係業務における本人訴訟支援での執務にも生じていることが指摘されております。

また、成年後見等の業務だけでなく、財産管理等の業務や企業法務支援等の新たな司法書士の業務スタイルが注目されているところではありますが、これらの業務を行う上では、司法書士法はじめとする業法の規制や倫理等の執務規範上の留意点の検討を重ねなければなりません。

ここ数年では、会員から新たな業務分野における司法書士業務の執務規範上に関する質問や市町村からの戸籍等の職務請求書の使用方法に関する問い合わせなども増加しております。これらへの対応として、総務部に新たな部署を設けて、多様化する司法書士業務に関する執務上の問題点や司法書士法、会則、倫理等といった多面的な角度からその問題点を検討して会員への情報発信をしていきます。

### **３．まとめ**

以上が、本年度の重点項目として掲げた事業の概要であります。勿論、上記以外にも各部所から提案される事業計画案に示されているとおり、司法書士業務の改善や進化に向けた研究等の事業、研修や会員指導に関する事業、市民への制度広報事業など継続的な取り組みも進めてまいります。

また、これらの事業の執行には、本会だけでなく各支部や関係団体その他の関係機関との連携を取りながら協力して進めて行く必要もありますし、何よりも会員ひとり一人の協力がなければ行うことができないものであります。

なにとぞ、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 平成29年度 総務部事業計画

総務部長 廣瀬 成隆

## 1. 司法書士倫理・執務

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士倫理規範の周知を徹底します。本年度は、司法書士執務から生じる問題を検討する委員会を設置します。

## 2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

## 3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を本年度も、各支部の協力を得ながら実施します。

## 4. 情報公開

会員用ホームページ及びFAX同報通信、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

会員名簿の発行をします。

## 5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

## 6. 福利厚生

ソフトボール大会、全国司法書士親睦ゴルフ大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

## 7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

## 8. 会館の維持・管理・修繕

愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

## 9. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 登録調査委員会
- ・ 全国司法書士親睦ゴルフ大会実行委員会
- ・ 執務対応委員会（仮称）

# 平成29年度 経理部事業計画

経理部長 加藤 芳 樹

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 平成30年度予算書（案）を作成します。

# 平成29年度 企画部事業計画

企画部長 吉川 豊

## 1. 企画部が「企画部」であるために

企画部の一番の役割は、業務に関する調査・研究活動であります。しかし、そこで活動が止まってしまうのは、「企画部」とはいえません。なぜ、委員会があり、調査・研究活動を行うのかを委員各人が十分理解したうえで調査・研究に臨み、そこで得られた成果を会員の業務改善に繋げるための企画をしたり、社会事業部や広報部と連携して相談会・セミナー等を企画・立案したり、必要に応じて社会に対し提言することができて、初めて「企画部」といえます。

つまり、調査・研究活動自体は、後に続く諸事業を企画・立案するための入口に過ぎず、決して調査・研究活動を行って成果を得ることが最終ゴールではないということを理解したうえで調査・研究活動を行う必要があります。

そこで、今年度の企画部は、「調査・研究活動から企画・立案へ！」を1つのキーワードとして、1年間事業展開していきます。

## 2. 調査・研究活動等

### (1) 登記業務に関する研究

「登記といえば司法書士。」といわれるとおり、司法書士は登記の専門家であり、登記業務は私たちの一番の根幹業務です。そのためには、私たち自身が登記の専門家であることを自覚し、その専門性を深化させていく必要があります。そこで、次の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応、及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会）の開催、及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④相続登記の推進、空き家問題等から生じる登記手続きに関する研究

### (2) 裁判事務に関する研究

私たちは、身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に惹起する様々な法的紛争に対応することが求められます。その要請に的確に応えていくため、次の事業を行います。

- ①民事及び家事事件（とりわけ、離婚問題）に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応、及び会員への情報提供
- ③簡易裁判所訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取り組みに対する情報収集、分析等
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換

### (3) 業務開発・次世代業務に関する研究

近年においては、遺産承継業務や民事信託を始めとした財産管理、企業法務といった新しい法的需要も生まれています。これらの新しい法的需要に対しても的確に対応していくことが、市民の信頼に応えるというだけでなく、私たちの業務分野の拡大にも繋がっていきます。そのため、次の事業を行います。

①司法書士法施行規則31条を活用した財産管理業務に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供

②企業法務に関する研究、会員への情報提供

③事業承継セミナー、商業登記セミナー等、各種セミナー・シンポジウムに対する講師派遣

#### (4) 調査・研究成果の還元 ～調査研究から企画・立案へ！～

会員の業務改善に繋げるための企画として、調査・研究活動で得られた成果を本会及び支部研修等を通じて発表していきます。また、本会及び支部が実施する研修会において使用する研修教材の作成、本会HPを利用した情報提供、オープン委員会の開催等を行います。それに加え、調査・研究活動で得られた成果を基に、相談会・セミナー等の企画・立案を行い、必要に応じて社会に対する提言も行っていきます。

### 3. 組織・運営

#### (1) 企画・立案をしていくための意識改善及び環境整備

調査・研究から企画・立案に繋げるためには、まずは部員一人一人が企画部の役割を十二分に理解する必要があり、その上で、その考えを委員各人に落とし込んでいく必要があります。そのために、部員一人一人が企画部の役割についての理解を深めると同時に、企画部長を中心とする組織体制を構築し、部会で定めた方向性や意思決定が的確かつスムーズに各委員会へ落とし込める環境整備を行います。

#### (2) 事業計画案について

企画部が中心となり、事業方針の方向性を確認するとともに、重点事業として定めた事業が各部所が実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるよう、各部所間の調整を行います。

#### (3) 図書室の整備

企画部がつかさどる事務の一つに、「本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項」があります。昨年度、大がかりな整備作業を行いましたが、その後においても蔵書の管理を継続していかなければ、その機能を維持することはできません。そこで、今年度は、「管理の継続」を意識して図書室の整備を行っていきます。また同時に、計画的に図書を調達し、より一層の蔵書の充実を図ります。

# 平成29年度 広報部事業計画

広報部長 杉 坂 美由紀

広報部の事業は「司法書士会事業の広報」、「司法書士制度広報」と「会報の発行」を大きな柱としています。本年度もこれらの事業を継続するとともに、従前の広報活動についての検証を行い、その結果をふまえて新たな広報事業を企画し実践していきます。

社会事業部・企画部・研修所等と連携し、司法書士及び司法書士会の存在が、地域に根差して、市民に身近な法律家として安定的に活用していただけるようさまざまなかたちで情報を発信し続けます。また市民から向けられる目や声を感度よく受信してそのニーズや期待に応えられるよう努力し、社会における存在意義をより高めていくことを目指して広報活動を行います。

## 1. 広報活動

各種相談会・110番事業、市民公開講座などの事業の広報については、マスコミリリースなどのパブリシティ活動を中心に行い、必要に応じて新聞広告・テレビ・ラジオなどによる情報提供を効果的な時期に行うことで事業告知を図ります。また、ホームページ等を積極的に活用するなどして、さまざまな情報発信を行います。

ホームページは、会及び会員と市民とが直接つながるツールとして有効活用したいと考えています。平成28年10月にリニューアルをしました。今後もコンテンツを追加するなどよりよいものとするため作業を進めます。

司法書士の業務内容等をわかりやすく伝え、認知度をより高めるための広報手段の一つとしてのパンフレットやチラシ、対外向け冊子等のあり方を、対象者、配布先、配布方法なども含め、これまでの実績を元に客観的に分析・検討し、よりよい紙面作りに役立てていきます。

司法書士会としての発信のみならず、名古屋法務局との共催による商業登記セミナーや名古屋商工会議所との共催による事業承継セミナーなどのように、官民で、あるいは他団体と連携をとって、市民に身近で親しみやすい存在となるようPRするセミナーなどの企画やイベントを積極的に行います。

各種イベントやブース出展等への参加は、多彩な市民の方々と接することにより生の声をお聞きすることのできる貴重な機会であると同時に、そこに参加した会員間の交流や情報交換の機会ととらえています。広報部以外の事業部とも連携をとりながら、多種多様な方法で社会に対して情報発信を行います。またそこで集めたアンケート等の市民の声を分析し、今後の広報活動に役立てていきます。

## 広報部の主な広報活動

- (1) 各種事業及び法改正等の実務情報についての事前広報及び報告
- (2) 司法書士総合相談センター、電話ガイド、110番事業等のマスメディアによる広告
- (3) 新聞名刺広告
- (4) テレビ・ラジオ等各種マスメディアを通じた司法書士制度広報及び事業告知
- (5) 新聞社やテレビ局等各種マスメディア関係者との定期的な情報交換会の開催

- (6) 制度広報を目的としたイベント等の実施
- (7) 各種セミナー等の企画、運営
- (8) その他の広報活動の検討、実施

## 2. 他団体等との連携・情報交換活動

従来から名古屋自由業団体連絡協議会に参画し、各士業団体との情報交換や、良好で建設的な関係性の構築に努めています。本年度も「生活お困りごと相談会」「フレッシュマン・フォーラム10'」「大学生のための資格業ガイドランス」などの事業に積極的に参画していきます。また、昨年度より始まった法務局との共催による商業登記セミナーなどのように、官民で、あるいは他団体と連携をとってそれぞれの立場を活かした広報事業を実施します。

## 3. 組織・運営

広報事業を執行するにあたって、部が担当すべき事業、委員会が担当すべき事業を整理し、部会及び委員会において適切な人員配置・運営を行うため、昨年度に引き続き広報部の組織と委員会の在り方について、広報部員を中心に議論・検討していきます。

## 委員会の活動

### 会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報を提供し、会の事業の報告など行うため、会報愛知の企画、編集、発行を行う委員会です。

### ホームページ運営委員会

平成28年10月に愛知会のホームページのリニューアルを行いました。

リニューアル後のホームページについて運営、管理、各種コンテンツの企画・編集を行う委員会です。

### 広報実践委員会

平成28年10月に新たに設置されました。主に広報事業のうちチラシ、ポスター、パンフレット等の制作物の企画立案を担当する委員会です。

# 平成29年度 社会事業部事業計画

社会事業部長 江 里 二 郎

加速する人口減少と高齢化は社会・経済に大きな影響と変化をもたらしています。今年度中には生産年齢人口（15歳から64歳の人口）の比率が60%を割り込み、今後も生産年齢人口はさらに減少を続けるといわれています。こうしたなか、今年度の法案提出は見送られたものの、成年年齢を18歳に引き下げる民法改正が現実味を帯びてきています。このような社会構造や経済情勢の大きな変化の影響は、成年後見や高齢者の消費者被害など高齢者をめぐる様々な法律問題や空き家・所有者所在不明土地問題等に徐々に表れ、会員の執務や司法書士会が行う相談の内容にも影響を及ぼしていることをご承知のとおりです。高齢者や障がい者など司法アクセスが困難な人々に対する支援の要請はこれまで以上に増えてくるものと思われまます。このため福祉関係機関、法テラスなど第三者との協力や連携をしつつ、相談体制の整備に努めてまいります。

また昨今は、さまざまな機関による相談の機会が提供されています。しかしながら法的支援を必要とする市民が、適切な法的サービスを受けられる状況には必ずしも至っていないと思われまます。そこで司法書士による法的サービスをより利用しやすいものとするために、総合相談センターの相談料を無料化することをはじめ、相談会へのアクセスを容易にすることにより、こうした市民を減らし、司法書士による問題や紛争の解決につなげることによって、「身近」であるだけでなく「頼りになる」司法書士（会）を目指します。

社会事業部の行う事業への体験参加、相談員の養成研修などを通じて、会員が会務に接する機会を増やすことによって、次世代を担う人材の発掘に努めます。

## 1. 頼りになる司法書士（会）を目指して

- (1) 利用しやすい総合相談センター（相談料無料化、オンライン予約の導入、相談票の電子化）
- (2) 相談会利用者が抱える問題を法的解決につなげる体制の構築
- (3) 相続登記相談の実施
- (4) 民事法律扶助の利用促進
- (5) 調停センターによる紛争解決

## 2. 中長期的視野に立った事業の構築

- (1) 福祉関係機関等との連携による派遣型相談の構築
- (2) 成年年齢の引き下げなど社会構造の変化を見据えた法教育の推進
- (3) 調停センターにおける仲裁実施についての検討を開始

## 3. 人材の発掘・育成

相談事業、法教育事業等への体験参加を通じ、次世代を担う人材を発掘し、育成する。

## 4. 愛知県との協定にもとづく災害時における被災者相談業務実施体制の整備

## 委員会の活動

### 相談事業委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、相談に関する事業を統括する委員会です。

総合相談センターで実施する定例相談、電話ガイド事業のほか、臨時相談、自治体等からの要請による派遣相談、司法書士電話相談センターの電話相談等の事業を統括するほか、相談事例の整理・検討、相談員の資質向上のための研修会等の企画も行います。

### 法テラス対応委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、法テラスとの連携を図る委員会です。

民事法律扶助利用促進のための情報交換や法テラス主催の臨時相談、地方協議会などへの相談員の派遣などを行うほか、民事法律扶助に関する会員向けの情報提供等も行います。

### 法教育事業委員会

予防司法の担い手として、法教育に関する事業を行う委員会です。

消費者被害等の予防のための市民法律教室、子どもたちにルールや法律の必要性を理解してもらい生きる力を育む法教育授業、親子でルールや法律を学ぶ親子法律教室、司法書士の視点から裁判所や裁判制度を伝える裁判ウォッチングを行う予定です。

### 消費者・生活問題対策委員会

生活の中で起こる様々な法的な問題についてその把握と対策の検討を行い、会員への周知や相談会の企画を行います。また自治体その他との地域連携に関する事業も行います。このほか自治体等の要請を受けて消費者問題や多重債務問題等に関する講師派遣、会議等への参加、相談員派遣などを行います。

### 社会問題委員会

自死問題についてその対策と地域連携に関する取り組みを行う委員会です。自殺予防の観点から自殺ハイリスク者への対応について最低限必要な知識を習得するための研修を企画開催するほか、愛知県内各地の保健所を中心とした自殺未遂者対策地域連携の構築を目指します。

# 平成29年度 研修所事業計画

研修所所長 高山孝治

## 1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」・「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的であり充実した研修制度の確立を目指します。

## 2. 会員研修

### (1) 研修の企画

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会、法令の改正等に対応する研修会を10回程度を目途に企画・開催します。支部研修との役割分担を意識しつつ、研修テーマに対する会員の要請を探るとともに、年度を通じて不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理や中小企業等の法務など各分野に触れるよう研修会を企画します。また、法的素養の向上、倫理観の養成、司法書士制度の一員としての認識の醸成、職域の拡充等、幅広い視点を持って研修内容を検討していきます。

集合研修を基本とし、講師選定や講義内容の事前打合せにおいては各会員が研修内容に魅力を感じ、積極的な参加意欲を躍起できるよう意識するとともに、より実効性のある研修となるよう配慮します。

また、連合会から配布される教材を利用したDVD研修、連合会主催研修のインターネット配信による受信会場としての運営についても、積極的に実施していきます。

### (2) 研修会場の混雑緩和並びに研修受講機会の確保

本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的としたweb会議システムによる研修中継会場の設置について、引き続き中継可能な研修において継続実施するとともに、さらなる拡充を図ります。

また、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修で役立てていただくとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて周知を行います。また、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、同様に周知を行います。

### (3) 研修受講促進

単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知を行う等、すべての会員が所定単位数を取得するよう啓発活動を行います。

### (4) 新入会員研修プログラム

連合会において、概ね登録後3年未満の会員を対象としたeラーニングとグループ研修を中心とした新入会員研修プログラムの試行がなされており、平成30年度から本格導入が予定されています。

当該プログラムについて、本会研修所としても事前検証を行うとともに、試行段階でのモデル会としての運営を担うなど、本格導入に向け、より有意義なプログラムとなるよう働きかけを行いま

す。また、本格導入を視野に入れた運営体制の整備を図ります。

#### (5) その他

- ①他団体が実施する研修会についての単位認定及び研修単位の管理
- ②研修会情報・記録の収集・管理・運用・提供
- ③各研修機関・支部との連絡・調整・支援
- ④集合研修以外の研修方法の検討
- ⑤研修受付ボランティアスタッフの募集及び活用
- ⑥研修受講意欲を高揚させる手法の検討

### 3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とした研修として位置付けられており、登録後一定年次ごとに参加しなければならないこととされています。対象となる会員全員が無理なく参加できるよう研修日程を設け、その運営を担います。また、不参加者に対して、指導等の事後対応の管理を行います。

### 4. 新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部と協働し、年3回程度開催します。

### 5. 新人研修

#### (1) 配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講するようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーやコミュニケーション等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

#### (2) 配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認並びに各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。

#### (3) その他

- ①配属研修その他集合研修会の企画・運営
- ②継続的かつ効率的な新人研修制度の検討